

# 三芳町立小・中学校における 働き方改革基本方針

令和7年6月改定  
三芳町教育委員会

# 第1 「学校における働き方改革基本方針」改定にあたって

## 1 本町の取組及び国や県の動向

三芳町教育委員会では、令和2年4月に「三芳町立小・中学校における働き方改革基本方針」を策定し、教員の時間外在校等時間を原則、月45時間以内、年360時間以内とする目標を設定し、教職員の多忙化解消・負担軽減に向けた取組を開始した。

取組の成果もあり、本町においても一定の成果が見られたが、時間外在校等時間が月45時間以上、年360時間以上の教職員の割合は高く、さらなる改善が必要であることから、令和4年6月に基本方針を改定(以下「前基本方針」という)し、教職員が持てる力を最大限発揮し、生き生きと子供たちの指導に専念できるよう教職員の働き方改革を推進してきた。

この間、令和5年8月に中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会が、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」を示した。この提言では、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、「学校における働き方改革の実効性の向上」、「持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」について、それぞれの主体が権限と責任に基づき主体的に各事項に取り組む必要があり、できることは直ちに着手するようにしている。

また、令和6年8月には、中央教育審議会から「『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」が示された。その中で、学校における働き方改革の更なる加速化として「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、学校における働き方改革の実効性の向上として「取組状況の見える化とPDCAサイクルの構築」等について触れている。また、「教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実」、「柔軟な働き方の推進」についても言及している。

さらに、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、「子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。」としている。本町における第6次総合計画及び教育大綱においても、「ウェルビーイング」がキーワードとして掲げられている。

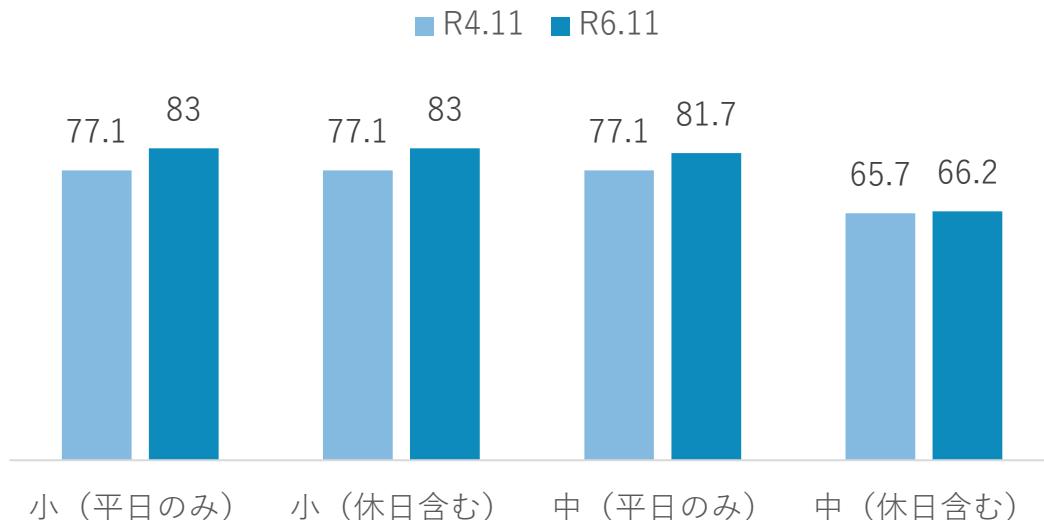
この度、埼玉県教育委員会「学校における働き方改革基本方針」が改定されたことに伴い、「三芳町立小・中学校における働き方改革基本方針」(以下、「基本方針」という)を改定し、今後も国や県の動向を注視していくとともに、継続的に学校における働き方改革を推進していく。

# 第1 「学校における働き方改革基本方針」改定にあたって

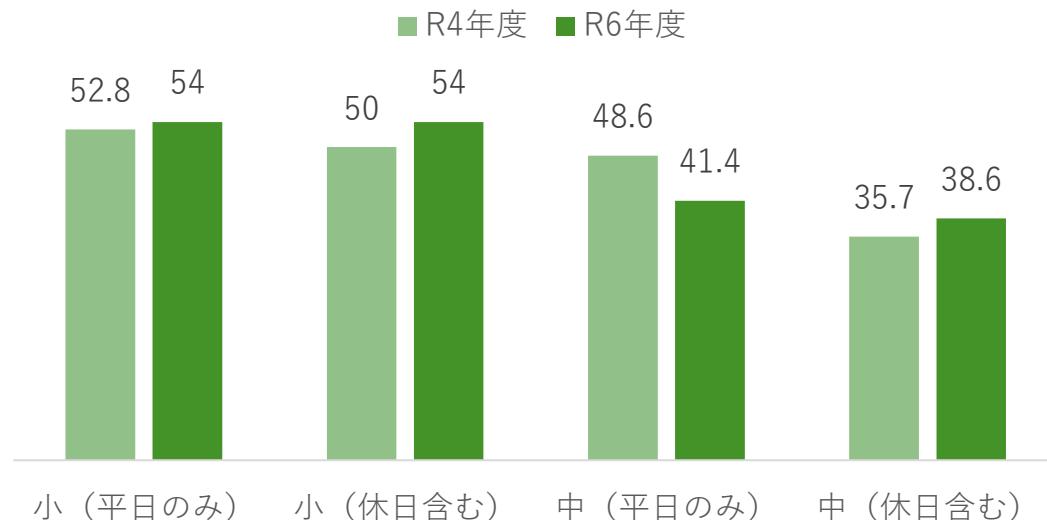
## 2 時間外在校等時間の割合の推移

前基本方針の目標  
【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の割合を令和6年度末までに100%にする

月45時間以内の割合(%)



年360時間以内の割合(%)



<現状>

時間外在校等時間 月45時間以内及び年360時間以内の教員数の割合は増加しているが、目標達成には至っていない。



<課題>

- ・目標達成には、教員一人当たりの業務量の削減が必要であり、また業務の効率化が必要である。
- ・教育の質の維持向上を図りつつ業務の総量を削減させるには、児童生徒に直接関わらない業務を更に削減しなければならない。
- ・業務の効率化を進めるためには、外部人材やデジタルツールの活用等の各取組を加速させる必要がある。
- ・中学校において、部活動に従事する時間を削減できるようにする必要がある。

# 第1 「学校における働き方改革基本方針」改定にあたって

## 3 令和6年度勤務実態調査の結果概要(埼玉県教育委員会)

表1 校種別・職種別の1日当たりの  
平均時間外在校等時間

	校長	教頭等	教諭等
小	1:53	2:27	1:59
中	1:57	2:36	2:09
高	1:50	2:38	2:06
特	2:15	2:54	1:24

※教頭等:副校長、教頭

<現状> ※教諭等:教諭、助教諭、講師

表2 教諭等の平日1日の従事内容及び時間(授業を除く上位5項目)

	1位	2位	3位	4位	5位
小	授業準備 (1:42)	学年学級経営 (0:42)	生徒指導 (0:42)	その他事務 (0:30)	成績処理 (0:26)
中	授業準備 (1:37)	学年学級経営 (1:08)	部活動 (0:49)	生徒指導 (0:33)	その他事務 (0:30)
高	授業準備 (2:29)	部活動 (0:54)	その他事務 (0:40)	会議・打合せ (0:37)	学年学級経営 (0:27)
特	授業準備 (1:36)	会議・打合せ (0:45)	学習指導 (0:36)	その他事務 (0:35)	生徒指導 (0:31)

表3 教諭等の1日の持ち帰り業務内容  
及び平均時間(上位3項目)

	1位	2位	3位
小	授業準備 (0:14)	成績処理 (0:02)	学年学級経営 (0:02)
中	授業準備 (0:13)	成績処理 (0:04)	学年学級経営 (0:02)
高	授業準備 (0:13)	成績処理 (0:01)	その他事務 (0:01)
特	授業準備 (0:06)	研修準備 (-)	その他事務 (-)

- ・全校種とも「教頭等」の時間外在校等時間が最も長い。(表1)
- ・教諭等の平日1日の従事内容について、「会議・打合せ」や「その他事務」など子供と直接関わらない業務に従事している時間が、授業を除く上位5項目に含まれている。(表2)
- ・教諭等の1日の持ち帰り業務について、全校種において、「授業準備」の持ち帰り業務の従事時間が最も長い。(表3)

<課題>



- ・時間外在校等時間が長い「教頭等」を支援していく必要がある。
- ・「その他事務」等の業務量の削減及び業務の効率化により従事時間を縮減する必要がある。
- ・「教諭等」が勤務時間内で授業準備を終えられるよう改善を図る必要がある。

### 1 目的

#### 働き方改革の推進によって、子どもたちへのよりよい教育を実現する

前基本方針では「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」を目的に掲げ、働き方改革を推進してきた。

教員が健康を害すれば、その家族や子どもたちへの影響は計り知れない。毎日健康で子どもたちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで、**学校教育の質の維持向上を図る必要がある。**

働き方改革を含めた教師を取り巻く環境整備の最終的な目的について、令和6年8月の「『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」では、「**学校教育の質の向上を通じた、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現**」であるとしている。

そこで、基本方針では「働き方改革の推進によって、子どもたちへのよりよい教育を実現する」と目的の表現を改め、最終的な目的の実現に向けた働き方改革を推進していく。

## 第2 総論

### 2 本町の目指す教職員の働き方

教職員一人ひとりのウェルビーイング向上を目指して

～「効果的・効率的な業務」「多様なワークライフスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現～

働き方改革を推進するには、DXやTXの考え方を取り入れた「効果的・効率的な業務」を推進する必要がある。

また、仕事と子育ての両立など、教職員のニーズに応える「多様なワークライフスタイル」を可能としなければならない。

さらに、効率化や多様化によって新たに時間が生み出され、「未来の自分への投資時間の確保」ができることが、教職員としての更なる資質向上につながっていく。

これらの取組により、本町の学校を「ウェルビーイングの向上」が実現できる職場環境にすることを目指す。

### 3 目標

【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100%に

【ウェルビーイング】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

「子どもたちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教員が心身ともに健康であることが必要であり、前基本方針の目標を達成していない状況であることからも、時間外在校等時間に係る数値目標は継続する。

また、「本町の目指す教職員の働き方」の実現に向けて、時間だけでは推し量れない教職員としての『『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立』を新たな目標として設定した。

時間外在校等時間の縮減に向けて実効性ある取組を推進しつつ、教育の質の維持向上を図ることに加え、教員のウェルビーイングを高めながら、子どもたちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進していく。

### 4 目標達成に向けた四つの視点

- (1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- (2)教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- (3)教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4)保護者や地域の理解と連携の促進

教諭等の業務内容は学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等、多岐にわたる。これらの中には、業務範囲が曖昧なものや、必ずしも教職員が担う必要のない業務も含まれている。

目標を達成するためには、文部科学省が示した「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、必ずしも教職員が担う必要のない業務は外部人材を活用することで教職員の業務から切り離す、効果的に業務を遂行するためにICTを活用するなど、DXやTXの考え方を取り入れ、実践することが不可欠である。

また、「職場の心理的安全性」、「良好な労働環境」、「保護者や地域との信頼関係」、「子供の成長実感」を観点とした「教師のウェルビーイング」の考え方を取り入れ、上記の四つの視点を「取組の柱」とした。

### 5 フォローアップ

- (1)出退勤管理システムによる客観的な在校等時間の把握
- (2)校長会、教頭会及び主幹・教務主任研修会等における意見聴取
- (3)学校教育課長及び学校教育課指導主事による取組状況の評価・改善

働き方改革の取組を着実に実施していくため、健康管理の観点から客観的な在校等時間を把握するとともに、管理職や教職員からの意見聴取により把握した現状について、基本方針の目標、取組と関連させた評価・改善を行う。この一連の流れにより、働き方改革の進捗をフォローアップし、時間外在校等時間の改善を図る。

フォローアップの具体的な方法について、(1)として「勤務管理システム」等で在校等時間を把握し、教職員の健康管理等に活用する。また、学校の実情を把握するために、(2)の校長会、教頭会及び主幹・教務主任研修会等における意見聴取を行う。

上記(1)(2)及びその他の取組から把握した情報を踏まえて、(3)学校教育課長及び学校教育課指導主事により基本方針の各取組を評価・検証し、その内容・実施方法等を必要に応じて修正することでより効果のある取組に改めていく。

また、国や県の動向を踏まえ、新たな取組等が必要となる場合は、基本方針を基本としつつ、動向を踏まえた取組内容となるよう、学校教育課長及び学校教育課指導主事で検討を行う。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

#### (1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

##### ○教育条件整備

###### 調査の効率化

【町教委】

三芳町教育委員会が行う学校への調査については、効率的な方法(アンケートフォームによる回答、簡素化等)で調査を実施します。

###### 勤務時間外の教育活動の検証及び指導・助言

【町教委】

勤務時間開始前及び終了後に恒常的に行う教育活動がある場合には改めて検証し、その結果に応じて勤務時間を意識した勤務環境の改善に取り組むよう校長への指導・助言を行います。

###### ICTに係る支援等

【町教委】

学校におけるICT活用を円滑に進めるため、三芳町ICT活用サイトを活用するとともに、ICT支援員を配置し、学校の実情に合わせた相談・支援を行います。

###### 「部活動の在り方に関する方針」の厳守

【町教委・中学校】

(町教委)

「三芳町の部活動の在り方に関する方針」及び各学校で定めた「部活動の在り方に関する方針」の厳守について指導するとともに、活動に課題が見られる学校に対し、方針の厳守を働き掛けます。

(中学校)

「学校の部活動に係る活動方針」について、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行った上で、厳守することとします。

###### 「ノーベル活デー」の設定

【中学校】

各学校で状況を踏まえた「ノーベル活デー」を設定し、教員の負担軽減を図ります。

※【】内は実施主体を表す。

【町教委】…三芳町教育委員会

【学校】…三芳町立各小中学校

【中学校】…三芳町立各中学校

## 第3 目標達成に向けた具体的取組

### (1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○校務DX・TXの推進

##### デジタル採点システムの導入

【町教委・中学校】

各中学校にデジタル採点システムを導入し、定期テスト等の採点の効率化による負担軽減を図ります。

##### 学校部活動の改革

【町教委・中学校】

「三芳町の部活動の在り方に関する方針」に基づき、適正な学校部活動となるように各中学校に働き掛けるとともに、学校部活動を地域クラブ活動に移行することについて検討、推進します。

##### 校務支援システムの効果的活用

【町教委・学校】

校務に関する情報の一元化による事務処理の負担軽減を図ります。また、学校・保護者間の連絡手段のデジタル化の体制を整えます。

##### 学習指導案や教材等の共有

【町教委・学校】

クラウドストレージサービスを活用して、学習指導案や教材等の実践事例を共有し、授業準備等に掛ける時間を削減し、負担軽減を図ります。

##### 会議等の効率化・オンライン化

【町教委・学校】

三芳町教育委員会や三芳町教育研究会主催の会議等においては、効率化・オンライン化など、実施方法の工夫・改善を行います。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

#### (1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

##### ○外部人材の活用／教職員のスキルアップ支援

###### 町費支援員等の配置

###### 【町教委】

各学校に町費支援員等を配置し、教育活動の充実と教職員の負担軽減を図ります。

###### スクールソーシャルワーカー(SSW)及び臨床心理士の配置

###### 【町教委】

町独自でスクールソーシャルワーカー(SSW)及び臨床心理士を配置し、WISC検査の実施や関係機関との連携など支援の充実を図ります。

###### 教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置

###### 【町教委】

教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)を適正に配置するとともに、有効に活用するための「教員業務支援員との協働事例集」を周知し、効果的な活用が図られるよう働き掛けます。

###### 部活動指導員、部活動ボランティアの配置

###### 【町教委・中学校】

部活動指導員、部活動ボランティアについて各中学校の要望を踏まえながら配置するとともに、教員の働き方改革に資する取組となるように働き掛けます。各学校において部活動指導員、部活動ボランティアを活用し、教職員の負担軽減を図ります。

###### ICT活用の実践事例等の共有

###### 【町教委・学校】

三芳町ICT活用サイトを活用し、ICTを活用した実践事例等の共有を図ります。

###### ICT活用指導力の向上

###### 【町教委・学校】

一人一台端末や電子黒板等のICT機器活用推進を図るとともに、三芳町ICT活用推進協議会(ICT研究員)を通じて、学校においてICT活用の推進力となる中核的人材を育成します。各学校では、ICT活用の推進者を中心に、情報共有や校内研修を進めます。

###### 教職員研修の充実

###### 【町教委・学校】

MOVEプランに係る研修会等を開催し、教職員の資質向上、スキルアップを支援します。

各学校では、学校研究や教育研究員、教科主任等を中心とした教職員研修を推進します。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

#### (1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

##### ○県等への働きかけ等

###### 加配の拡充、配置要件の緩和等

【町教委】

加配の拡充、配置要件の緩和等について、教職員の負担を軽減できるよう、あらゆる機会を捉えて県に働き掛けます。

###### 未配置・未補充の解消

【町教委】

未配置・未補充解消のため、組織横断的に取り組みます。特に、産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、年度途中に妊娠・出産が分かった場合でも未補充が生じないよう、正規の教職員も含めた適切な後補充の配置について努力します。

###### 実践事例集の周知活用

【町教委・学校】

「埼玉県業務改善スタンダード(小学校版・中学校版)」の更新等について周知するとともに、各学校の管理職に対し「埼玉県業務改善スタンダード活用事例集」について、学校の実情に応じて活用するよう働き掛けます。

###### スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)の拡充

【町教委】

スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置に対する支援の充実を図るよう、県に働き掛けます。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

#### (2)教職員「ワーク・ライフ・バランス」の確立

##### ○働きやすい職場環境の整備

###### 「退校時刻」の設定

###### 【学校】

各学校の状況を踏まえて退校時間を設定し、退校時間に対する意識を高めることにより教職員の健康管理を図ります。

###### 週休日の振替や休暇等の確実な取得

###### 【町教委・学校】

週休日の振替の原則は1日単位であることを周知し、原則4週につき8日の週休日を設けることを校長会のほか、学校訪問等の機会においても指導を徹底します。各学校では、週休日の振替や休暇等の取得しやすい職場環境の整備を推進します。

##### ○教員としての充実感の向上

###### 子供と向き合う時間の確保

###### 【学校】

児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高めることは、よりよい教育の実現に不可欠であるため、業務の効率化を推進します。

###### 管理職のマネジメント力向上

###### 【町教委】

職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいを高められるよう、研修を通じて管理職のマネジメント力向上を図ります。

###### 心理的安全性の確保

###### 【町教委・学校】

心理的安全性を高め、組織力を高められるよう管理職に対して会議や研修等の機会を通じて職場環境の改善に向けた取組を共有します。各学校の管理職は、心理的安全性が保たれた職場環境を整えます。

###### 教頭、主幹教諭等の業務改善

###### 【町教委】

時間外在校等時間が多い、教頭、主幹教諭等の業務改善について、好事例を収集し、周知するとともに、各学校の実情に応じて活用するよう働き掛けます。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

#### (2)教職員「ワーク・ライフ・バランス」の確立

##### ○柔軟な働き方の推進

###### 各種休暇取得の促進

###### 【町教委・学校】

教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、制度等の一層の理解を深めるとともに、育児や介護、傷病に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。各学校では、計画的な休暇取得を推進します。

###### フレックスタイム制等の周知・活用

###### 【町教委】

フレックスタイム制及び自宅勤務について、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を収集し、制度の周知を行います。各学校では、教職員のニーズを踏まえ、校務の正常な運営とのバランスを鑑みながら、制度を活用します。

##### ○ストレスチェック等の活用促進

###### ストレスチェックの実施・活用

###### 【町教委】

毎年、教職員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレス者に対する個別面談の実施、医師等による面接指導の勧奨を行います。

###### 管理職向けの研修等の充実と教職員のメンタルヘルスケア

###### 【町教委・学校】

働きやすい環境を作るために、勤務時間の長い教職員に対する個別面談など、教職員に対して適正な支援ができるよう、管理職向けの研修等の充実を図ります。各学校の管理職は、教職員のメンタルヘルスケアを行います。

## 第3 目標達成に向けた具体的取組

### (3)教職員の健康を意識した働き方の推進

#### ○労働安全衛生法に基づく職場改善

##### 県教委安全衛生委員会の情報提供

【町教委】

各学校に対し、埼玉県安全衛生委員会の意見や活動状況等について情報提供を行います。

##### 労働安全衛生管理体制の整備

【町教委・学校】

各学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制の整備を働き掛けます。

各学校では、衛生推進者の選任や面接指導体制など労働安全衛生管理体制を整えます。

#### ○「出退勤管理システム」に基づく学校支援

##### 管理職対象の働き方推進研修の実施

【町教委】

全ての管理職が高い意識で取り組めるよう、校長会や教頭会において、働き方改革推進研修を実施します。

また、管理職に対しては、労働基準法や地方公務員法などの関係法令に基づき、適切な運用をする責務があることについても、機会を捉えて指導します。

##### 面接指導の勧奨、適切な措置

【町教委・学校】

長時間勤務や高ストレスの教職員に対して、管理職による健康指導のもと、医師等による面接指導の勧奨を働き掛けます。また、面接指導を受けた教職員への校内協力体制の確立や校務分掌の見直しなどの適切な対応について学校に働きかけるとともに、健康維持増進の観点から休暇等取得促進を呼びかけます。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

#### (4)保護者や地域の理解と連携の推進

##### ○働き方改革に関する理解促進

###### 「部活動の在り方に関する方針」の適切な運用及び周知

【町教委・中学校】

「三芳町の部活動の在り方に関する方針」について、ホームページで周知します。

各中学校では、各中学校で定めた「部活動の在り方に関する方針」について、引き続き生徒及び保護者に周知し、理解促進を図ります。

###### 「学校閉庁日」の推進

【町教委・学校】

休暇取得を促進するために、「学校閉庁日」を10日以上設定します。その際は、緊急連絡先等の周知など、緊急対応に配慮するよう働き掛けます。

###### 「ふれあいデー」「ノー残業デー」の設定

【町教委・学校】

学校に対し、「ふれあいデー」に関する趣旨を周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正な実施を働き掛けます。

各学校では「ノー残業デー」を設定し、保護者・地域に周知します。

###### 町民、保護者等の理解促進

【町教委・学校】

ホームページや県教育委員会作成のリーフレット等を活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、町民、保護者等の理解促進を図ります。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

#### (4)保護者や地域の理解と連携の推進

##### ○地域の協力・連携

###### 学校運営協議会の活用

【町教委・学校】

学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組みます。

###### コミュニティ・スクール研修会等の開催

【町教委】

「地域とともにある学校づくり」の推進を図るため、三芳町コミュニティ・スクール推進協議会、三芳町コミュニティ・スクール研修会等を開催します。

###### 留守番電話の設置・活用

【町教委・学校】

留守番電話により、学校で電話対応が可能な時間を設定します。その際、保護者や地域への緊急連絡先の周知など、緊急対応に支障がないように配慮するよう働き掛けます。

###### 保護者、地域ボランティアの活用

【町教委・学校】

学校応援団等、既存の組織等を活用した保護者、地域ボランティアの支援により、教職員の負担を軽減します。

###### 地域等の連携を生かした子供たちの実社会からの学びの充実

【町教委・学校】

学んだことを実社会で生かすことを目的に、地域や社会の人的・物的資源を活用した実社会からの学びを充実します。